訂正
10 月 8 日（火）15：00 配布分
他のクラブとの発表日及び添付資料の数値変更

報 道 機 関 各 位

令和６年（2024 年）１０月８日（火）16 時 30 分配付

| | |
|---|---|
| タイトル | 衆議院議員総選挙後志実施本部の設置及び同実施本部看板の掲示について |
| 配付資料 | ・衆議院議員総選挙後志実施本部設置に当たっての本部長（支所長）の報道機関に対するコメント　他 |
| 内容<br>（目的・趣旨） | １　衆議院議員総選挙後志実施本部の設置<br>衆議院議員総選挙の管理執行の万全を期するとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進するため、次のとおり北海道選挙管理委員会事務局後志支所内に「衆議院議員総選挙後志実施本部」を設置します（設置要綱は別紙のとおり）。<br>２　衆議院議員総選挙後志実施本部の設置に伴う看板の掲示<br>北海道後志合同庁舎２階　地域政策課執務室前に支所長及び次長が衆議院議員総選挙後志本部設置に伴う看板を掲示する。<br><br>【看板掲示時刻】<br>令和６年（2024 年）１０月９日（水） |
| 参考 | |
| 報道解禁 | ■なし<br>□あり　テレビ・ラジオ・インターネット　月　日（　）　時以降<br>新聞　月　日（　）　刊以降 |
| 報道（取材）に当たってのお願い | 報道関係者の方々には、様々な機会を通じ、選挙に関するＰＲに御協力いただきますようよろしくお願いします。 |
| 他のクラブとの同時発表 | □なし<br>■あり　令和６年（2024 年）１０月~~９日（水）~~　８日（火） |
| 担当窓口 | 後志総合振興局地域創生部地域政策課　主幹（地域行政）　横山　巨樹<br>〒044-8588　北海道虻田郡倶知安町北１条東２丁目<br>TEL　0136-23-1342　　FAX　0136-22-0948 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 解散のタイミング | 実施本部設置時刻 | | |
| １３：００ | １４：００ | | |
| １４：００ | １５：００ | | |
| １５：００ | １６：００ | | |
| １６：００ | １７：００ | | |
| １７：００ | １８：００ | | |
| １７：００以降 | １０月１０日（木）１０：００ | | |

報道機関へ配付

# 衆議院議員総選挙後志実施本部設置に当たっての
# 本部長（支所長）の報道機関に対するコメント

○　北海道選挙管理委員会事務局後志支所は、本日「衆議院議員総選挙後志実施本部」を設置し、選挙の管理執行体制に入りました。

○　実施本部は、本部長（支所長）以下、~~３１~~３０名の職員が衆議院議員総選挙の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進することを目的として設置しました。

~~（本部員　３１名：支所長、次長、参事、地域政策課職員　２８名）~~

（本部員　３０名：支所長、次長、参事、地域政策課職員　２７名）

○　選挙は民主政治の基盤を成すものであり、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会になりますので、有権者の皆様が投票に参加されるよう、選挙の啓発に努めます。

特に、最近の選挙で投票率が低い、１０代、２０代及び３０代の若年層に対し、投票への参加を積極的に呼びかけてまいります。

○　候補者をはじめ政党関係者等選挙に携わる方々には、ルールを守ったきれいな選挙の実現に御協力をお願いいたします。

○　報道関係者の方々には、様々な機会を通じまして、選挙に関する周知をお願いしてまいりたいと考えておりますので、これまで以上の御協力をお願いいたします。

# 衆議院議員総選挙後志実施本部設置要綱

１　設置目的

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進するため、北海道選挙管理委員会事務局後志支所内に衆議院議員総選挙後志実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

２　事務処理

本部は、次の事務を処理する。

（１）衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に関すること。

（２）明るくきれいな衆議院議員総選挙の実現及び最高裁判所裁判官国民審査制度の普及並びに棄権防止等の啓発に関すること。

３　機構

（１）本部に、本部長、副本部長、参事、主幹及び主査を置く。

（２）本部長は北海道選挙管理委員会事務局後志支所長を、副本部長は同支所次長を、参事は同支所参事を、主幹は同支所主幹を、主査は同支所主査をもって充てる。

（３）本部長は、本部を代表し、事務を統理する。

（４）副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職を代理する。

（５）参事は、上司の命を受け、事務を監督する。

（６）主幹は、上司の命を受け、事務を掌理する。

（７）主査は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

４　所掌事務

庶務一般、選挙一般、選挙運動、 選挙公営、選挙相談、啓発宣伝一般、投開票速報受理一般とする。

５　この本部は、令和６年（2024 年）１０月９日に設置する。